

生活保護の夏季加算の制度化を早急に求める意見書

年々夏の暑さが厳しさを増し、2023年は5月の1か月間で、熱中症による全国の救急搬送は3500人を超え、昨年比べて3割以上の増加となった。また、発症した場所で最も多いのが住居での発症であり、予防にはエアコンの利用が有効であると言われている。

生活保護世帯でも、エアコンの保有が認められ、一定の条件を満たす世帯にはエアコン購入費用の支給も行われている。しかし、電気料金がいくらになるか心配で利用できないという声が上がっている。生活保護は、健康的で文化的な最低限度の生活を営むために、厚労省が定めた最低生活費が毎月支給されているが、昨今、電気料金が高騰しており、これまで以上に負担が増えている。

冬期には寒さをしのぐために必要な暖房費が冬季加算として、地域によって金額は異なるが、最低生活費に上乗せして支給されている。

命さえ脅かす猛暑の夏、命を守るためにエアコンが安心して使えるように、冷房の電気料金として夏季加算を支給することが切に求められている。東京都市長会においても、冷房のために必要な経費について生活保護の夏季加算の支給を求める要望が出されている。

よって、町田市議会は、国に対して下記の点を要望するものである。

記

- 1 生活保護の夏季加算の制度化を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。